

## 原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

## 1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

ウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）の管理区域解除の完了に伴う削除、警戒事態に係る連絡基準の追加、国の緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）伝送項目の見直し、原子力防災資機材の点検頻度の修正、警戒事態該当事象発生連絡の追加等による修正を以下のとおり行いました。

## 2. 修正した日

令和8年2月27日

## 3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

## 4. 主な修正内容

- (1) ウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）の管理区域解除の完了に伴う削除  
「別表-1 原災法対象施設」について、ウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）の管理区域解除の完了（令和7年3月26日付け適用の連絡）に伴い対象施設から削除する。これに伴い表中の付番を変更する。
- (2) 警戒事態に係る連絡基準の追加  
「別表-2(1) 警戒事象(5/5) 原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準」について、原子力災害対策指針との整合を図り、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）を警戒事態に係る連絡基準として追加する。これに伴い付番を変更する。
- (3) ERSS伝送項目の見直し  
「別表-2(5) ERSSへ伝送するデータ項目(1/3)」及び「別表-2(5) ERSSへ伝送するデータ項目(2/3)」について、再処理施設保安規定変更に伴い、ヨウ素131が連続監視対象から除外されたため、伝送項目から削除する。
- (4) 原子力防災資機材の点検頻度の見直し  
「別表-6 原子力防災資機材(2/2)」及び「別表-7 その他の原子力防災資機材」について、車両の法定点検に合わせた点検頻度を明記する。
- (5) 警戒事態該当事象発生連絡の追加  
「様式-7 警戒事態該当事象発生連絡」について、(2)警戒事態に係る連絡基準の追加により、外部事象が発生した場合の項目を様式に追加する。

以上

## 核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

### 第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(1)、(2)、(4)、(5)

### 第2章 原子力災害予防対策の実施

核燃料サイクル工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(1)、(2)、(3)、(4)、(5)

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。  
(1)、(2)、(4)、(5)

### 第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

### 第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上